

各指定居宅介護事業者 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

共同生活援助における受託居宅介護の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本年4月の障害者総合支援法の改正による共同生活介護の共同生活援助への一元化に伴い、共同生活援助における介護の提供形態が見直され、居宅介護事業者との連携により、利用者ニーズに応じた柔軟な介護サービスの提供を行う仕組み（受託居宅介護サービス）が創設されております。

つきましては、これに係る取扱いについて通知いたしますので、貴事業者内関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 共同生活援助について

(1) サービス概要

障がいのある方が共同生活を営む共同住居において、日常生活上の援助、相談等を行うとともに、利用者のニーズに応じて、以下(2)に掲げるいずれかの形態によって入浴、排せつ又は食事の介護の提供を行う。

(2) 事業者の種類及び介護の提供形態

ア 介護サービス包括型共同生活援助事業者

共同生活援助事業者に配置されている世話人が日常生活上の援助又は相談等を、生活支援員が入浴、排せつ又は食事の介護を行う。

イ 外部サービス利用型共同生活援助事業者（以下「外部サービス利用型事業者」という。）

共同生活援助事業者に配置されている世話人が日常生活上の援助、相談等を行う。

なお、入浴、排せつ又は食事の介護については、外部サービス利用型事業者がアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に委託（以下「受託居宅介護」という。）して提供する。

2 受託居宅介護について

(1) 対象者

外部サービス利用型事業者の利用者のうち、介護の提供を希望する障害支援区分2以

上の方で、受託居宅介護の支給決定を受けている方

(2) サービス内容

居宅介護（身体介護に限る）と同様

(3) 支給量

一月当たりの支給量は、原則、国が示す支給標準時間の範囲内

障害支援区分	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
支給標準時間	2.5時間	10時間	15時間	21.5時間	31.5時間

※ 支給標準時間内で必要な支給量が確保されないと認められる場合は、特例的に支給標準時間を超えて利用を認めることがある。

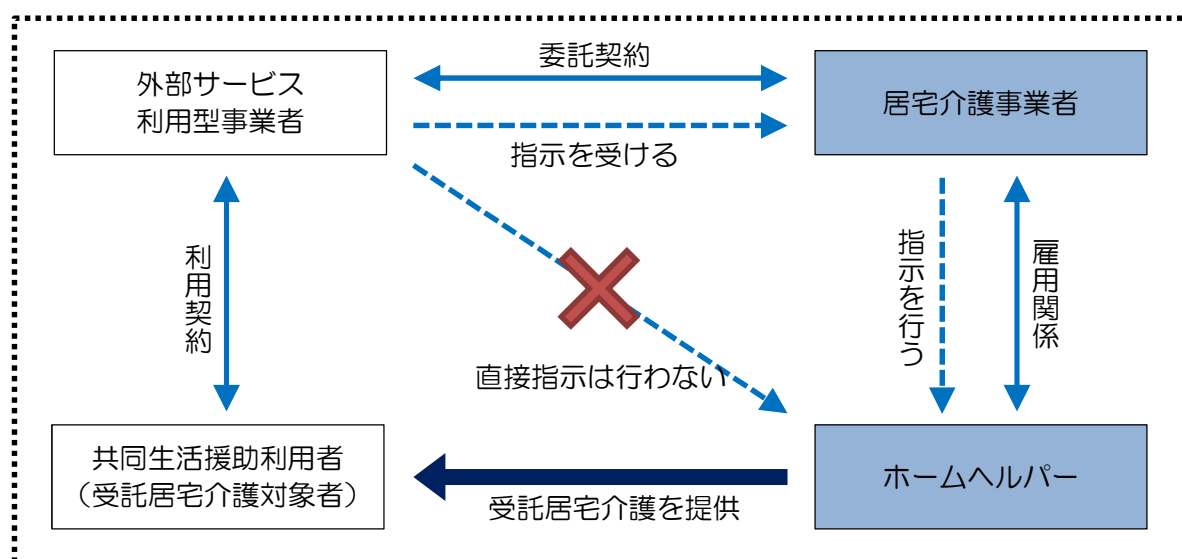
3 受託居宅介護の提供に係る事務

受託居宅介護の提供にあたっては、以下に掲げる事項と併せ、指定基準省令（※1）及び解釈通知（※2）に定める基準に従い適切に事務を行うこと。

※1「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」

※2「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）」

<受託居宅介護の提供における関係図>



(1) 委託契約

居宅介護事業者は、外部サービス利用型事業者と、受託居宅介護の提供に関する委託契約を文書により締結しなければならない（複数の事業者と委託契約が可能）。

当該委託契約には、解釈通知に掲げる事項のほか、その他の受託居宅介護の提供の適切な実施のために必要な事項（例：キャンセル時の取扱い等）を取り決めておくこと。

また、外部サービス利用型事業者と居宅介護事業者が同一の場合、一方が代理人に契約締結権限を委任するなど、異なる当事者による委託契約とする必要がある。

(2) 運営規程等

委託契約を締結した居宅介護事業者（以下「受託居宅介護事業者」という。）の名称

及び所在地等は、外部サービス利用型事業者の運営規程に定められるとともに、外部サービス利用型事業者が利用者に対して重要事項説明を行う際に、その他の受託居宅介護の提供に必要な事項と併せて説明が行われる。

(3) 利用契約

外部サービス利用型事業者が、受託居宅介護の提供を含めた共同生活援助の利用契約を利用者と締結するため、受託居宅介護事業者は利用契約を締結しない。

(4) 計画作成

受託居宅介護事業者は、外部サービス利用型事業者が作成した外部サービス利用型共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づいて居宅介護計画を作成する。

なお、共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、双方の従業者による会議を開催する等の必要な措置を講じること。

(5) 提供方法

受託居宅介護事業者は、作成した居宅介護計画に基づき受託居宅介護を提供し、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等（以下「提供実績」という。）を、指定居宅介護に準じた様式又は委託契約で定める様式により記録し、利用者の確認を得ること。

記録した提供実績は、文書により外部サービス利用型事業者に報告すること。

なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、提供実績と合致しない場合には、速やかに外部サービス利用型事業者と協議等を行った上で、居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。

(6) 報酬等

外部サービス利用型事業者が、受託居宅介護サービス費を外部サービス利用型共同生活援助サービス費と併せて北海道国民健康保険団体連合会に電子請求を行う。

受託居宅介護事業者は、個々の委託契約に基づく委託料を、外部サービス利用型事業者から受領する。

<受託居宅介護サービス費（参考）>

受託居宅介護を提供した場合、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型共同生活援助の提供時間帯において共同生活援助計画に基づいて行われるべき受託居宅介護サービスに要する時間に基づき、下表により算定される。

所要時間	単位数
15分未満	99単位
15分以上30分未満	199単位
30分以上 1時間30分未満	271単位に所要時間30分から計算して15分を増すごとに90単位を加算した単位数
1時間30分以上	580単位に、所要時間 1時間30分から計算して15分を増すごとに37単位を加算した単位数

ア 共同生活援助計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できない。

また、共同生活援助計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯（注）の支援や、家事援助や安否確認等に伴い若干の身体介護を行う支援の場合には算定できない。

（注）外部サービス利用型事業者が、利用者の生活サイクルに応じて一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として設定した、夜間及び深夜の時間帯

イ 1人の利用者に対して複数の従業者が同時に受託居宅介護を提供する場合であっても、利用者が提供を受ける所要時間に応じた1回の受託居宅介護として算定する。

ウ 1日に受託居宅介護サービス費を複数回算定する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。なお、身体の状態等により、短時間の間隔で複数回の訪問を行わなければならない場合はこの限りではない。

エ 計画の所要時間「15分未満」で算定する場合、提供に要した時間は10分程度以上であること。

オ 利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支障がない場合には、1人の従業者が複数の利用者に対して同時に受託居宅介護を提供することができる。この場合、受託居宅介護の所要時間を提供した利用者の人数で除して得た利用者1人当たりの所要時間に応じた所定単位数を、それぞれの利用者について算定する。ただし、計算の結果、利用者1人当たりの所要時間がエの要件を満たさない場合は算定できない。

※ イ～オの具体例は別添資料を参照

(7) その他

受託居宅介護の従事時間は、指定居宅介護事業者における勤務時間に算入できる。

4 参考資料

平成26年3月20日都道府県・国保連合会合同担当者説明会資料抜粋・・・別添

5 参考HP

(1) 厚生労働省法令等データベースサービス（指定基準省令及び解釈通知掲載）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

(2) 札幌市公式ホームページ（グループホーム・ケアホームの一元化について）

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/2014chgh-ichigenka.html>

担当：札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
（請求に関すること） 給付管理係
（指定に関すること） 事業者指定担当係
（運営に関すること） 指導担当係

Tel 011-211-2938 Fax 011-218-5181